

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和7年度第2回）について

令和7年11月28日

内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

- （1）新規… 14件 （申請団体数：14市町村）
- （2）変更… 25件 （申請団体数：2府県、23市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間、寄附の金額の目安 等

今回の認定により、令和7年11月28日現在で効力のある認定計画数は1,683計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回の認定により、令和7年11月28日現在で効力のある認定計画を有する団体は1,674団体（46道府県、1,628市町村）となります。

区分	令和7年11月28日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合（①）（※）		（参考） 令和7年9月5日現在 （令和7年度第1回認定後） で効力のある認定計画を 有する団体数（②）	（参考） 増減（①－②）
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,628	96.0%	1,619	9
計	1,674	96.2%	1,665	9

※制度の対象外となる団体を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和7年度第3回の認定に向けた申請の受付は、令和8年1月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-6257-1421

(別紙 1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和 7 年11月28日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	178	179	99.4%
青森県	1	37	38	92.5%
岩手県	1	31	32	93.9%
宮城県	1	35	36	100.0%
秋田県	1	24	25	96.0%
山形県	1	35	36	100.0%
福島県	1	51	52	86.4%
茨城県	1	44	45	100.0%
栃木県	1	25	26	100.0%
群馬県	1	35	36	100.0%
埼玉県	1	58	59	98.3%
千葉県	1	50	51	98.0%
東京都		19	19	65.5%
神奈川県	1	27	28	100.0%
新潟県	1	29	30	96.7%
富山県	1	15	16	100.0%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	17	18	100.0%
山梨県	1	26	27	96.3%
長野県	1	59	60	76.6%
岐阜県	1	41	42	97.6%
静岡県	1	35	36	100.0%
愛知県	1	53	54	98.1%
三重県	1	28	29	96.6%

	令和 7 年11月28日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	1	19	20	100.0%
京都府	1	26	27	100.0%
大阪府	1	42	43	97.7%
兵庫県	1	41	42	100.0%
奈良県	1	37	38	94.9%
和歌山県	1	30	31	100.0%
鳥取県	1	19	20	100.0%
島根県	1	19	20	100.0%
岡山県	1	27	28	100.0%
広島県	1	22	23	95.7%
山口県	1	19	20	100.0%
徳島県	1	24	25	100.0%
香川県	1	17	18	100.0%
愛媛県	1	20	21	100.0%
高知県	1	31	32	91.2%
福岡県	1	58	59	96.7%
佐賀県	1	20	21	100.0%
長崎県	1	20	21	95.2%
熊本県	1	45	46	100.0%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	26	27	100.0%
鹿児島県	1	41	42	95.3%
沖縄県	1	37	38	90.2%
合計	46	1,628	1,674	96.0%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和7年度第2回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	島牧村、津別町、当麻町、大樹町
青森県	三戸町
福島県	古殿町、富岡町
長野県	中野市、朝日村、売木村
愛知県	東栄町
三重県	伊賀市
鳥取県	三朝町
宮崎県	綾町

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和7年度第2回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

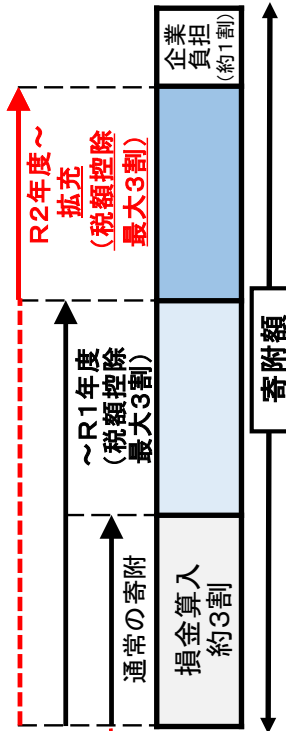
	地方公共団体名
北海道	根室市、木古内町、森町、当麻町、西興部村
青森県	青森県、田子町、階上町
宮城県	白石市
福島県	西郷村
東京都	青梅市
石川県	宝達志水町
三重県	熊野市、伊賀市
兵庫県	三田市
和歌山県	田辺市、高野町
島根県	江津市
徳島県	佐那河内村
愛媛県	西予市
高知県	高知市
佐賀県	佐賀県
大分県	大分市、宇佐市
宮崎県	綾町

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

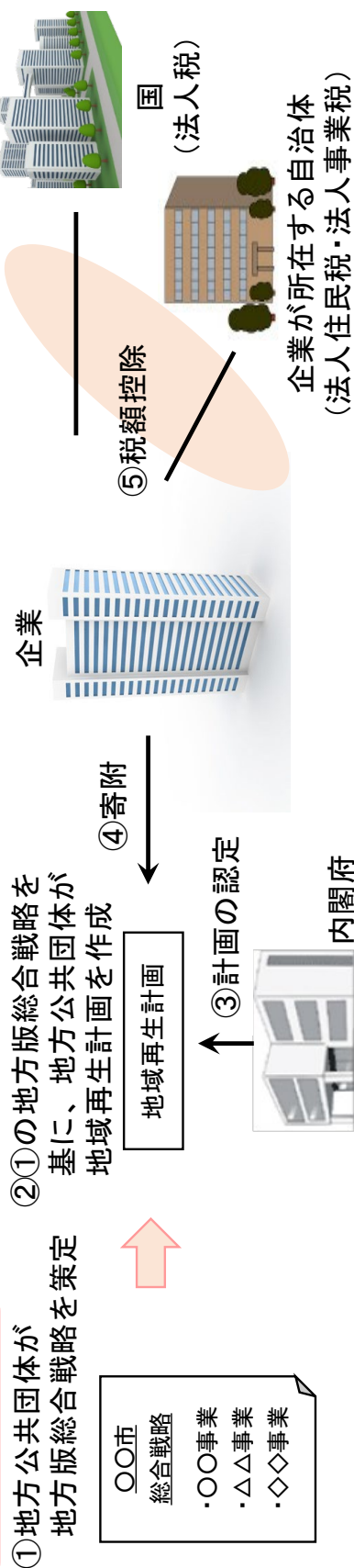
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありませんQ&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,628市町村 (令和7年11月28日時点)